

「表紙共 14枚」

令和4年7月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年8月8日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
7 番 森 克男	18 番 財津政美
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 8月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第2号 農地法施行規則第53号第1項第11号該当による届出の件

第3号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 8月現地調査

日 時 8月25日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(2) 8月調査委員会

日 時 8月30日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 8月定例総会

日 時 9月8日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

8月19日(金) 役員会

8月20日(土) おんせん県おおいた 就農・就業応援フェア(大分市)

8月22日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「7月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「7月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(武内義則)

皆さんこんにちは。お世話になっております。それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、10番川津美利委員、11番河津裕治委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますけども、委員総数19名中出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話を持ちの方はマナーモードになっているか確認をお願いしたいと思います。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(石井照久)

改めまして、こんにちは。本当に暑い中、ご出席賜りまして本当にありがとうございます。また、コロナ感染者が日田市内で連日100名を超えて出ておりますので、熱中症と合わせて、これから作業する際に気をつけていただきたいと思います。また、農業委員会が耕作放棄地の防止及び解消をすることになっていると思います。それで、各委員の方々には仕事が本当増えると思いますが、管理のほうをしていただきたいと思います。また、各地区に複数の農業委員の方々そして推進の方々おられる、例えば大山町、天瀬町につきましては委員の方々が協議した上で、耕作放棄地となっている土地の所有者に指導のほうをお願いしたいと思います。農業委員会としての仕事の中でも耕作放棄地の防止及び解消というのは重要になってくると思いますので、活動記録簿の中に、どこの誰に耕作放棄地の指導をしたということを入れていただきたいと思います。それでは着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。

会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、4番江藤義幸委員、14番中島浩司委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>事務局からです。議案訂正が1件ございます。議案第1号議案の第3条のですね、2ページになります。2ページの40番の案件です。譲渡人の住所が大字渡里〇となっていると思いますが、〇が正しいですので修正をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、2番松原忠雄委員、14番中島浩司委員、16番伊藤明美委員の3名でございます。調査委員長は、16番伊藤明美委員でございます。</p> <p>それでは、伊藤委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>今月の調査委員の伊藤です。先月の26日に、松原委員、中島委員と事務局4名で現地を見てまいりました。今回は追認案件も多々あります。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではですね、第1号議案農地法第3条の規定により許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は5件の申請が出ております。</p> <p>議案書1ページ、番号37番から説明いたします。対象農地は、大字三和〇、面積は970㎡です。地目は、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが、譲渡人の意向を受けて譲り受けるものです。譲り受けた農地で新たに農業をはじめ規模を拡大するというものになります。場所は、こちら赤丸で示しておるところになります。南側に〇がございます。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。</p> <p>続きまして、番号38番に参りたいと思います。対象農地は、中津江村合瀬〇、面積は294㎡です。地目は、台帳、現況ともに田となっています。譲渡人は〇さん、管理が出来なくなったため、譲受人の〇さんが譲渡人の意向を受けて譲り受けるものです。場所は、県道日田鹿本線の鯛生金山から熊本方面へ抜ける道のすぐ近くとなっております。この赤丸の部分です。こちらが航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。</p> <p>続きまして、議案書2ページにまいります。番号は39番になります。対象農地は、大字山田〇ほか7筆です。面積は、全筆合わせまして、3,560㎡です。地目は、〇、〇、〇が、台帳、現況ともに畑となっております。残りの4筆が、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は、〇さんと〇さんで、農地を2分の1ずつ所有しております。理由は、農地の耕作が出来なくなったため、譲受人の〇さんが譲渡人の意向を受けて譲り受けるものです。場所は、南側に朝日小学校がございまして、二串川沿いのこの赤い丸で示している部分となります。こちらが航空写真となります。こちらが字図です。こちらが、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇の字図となります。こちらが、〇の字図となっております。続きまして、こちらが現況写真です。〇、〇、〇、〇、〇の現況写真となっております。こちらが〇、〇の現況写真です。こちらが〇の現況写真となっております。ちょっと前の写真に戻しますが、この写真の右上のこちらの家が、〇さんが移り住むようになってございまして、空き家バンクの物件となっております。〇さんは新規就農者となりますが、佐賀県のご実家の方が専業農家をされておりますので、田植えや草刈りなどの労働力が多く必要な場合は、ご実家のほうが応援に来てくださるようになっております。</p> <p>続いて、番号40番です。対象農地は、大字花月〇、面積は627㎡です。地目は、台帳、現況ともに畑となっ</p>
-----------------------	---

ております。譲渡人は○さん、管理が出来なくなったため空き家と一緒に譲り渡したいということで、譲受人の○さんが、日田市に移住し、空き家に附属した農地を譲り受けて農業を始めたいということです。こちらの農地は、空き家バンクに付随した農地でありまして、6月8日の定例総会で別段面積の承認をいただいております。場所は、県道日田山国線を山国方向に向かった道沿いの、この赤丸で示した部分となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。緑で囲んでいる部分が、空き家バンクの物件がございまして、その裏の赤で囲んでいる部分が、今回の対象農地となっております。こちらが現況写真です。この矢印の部分が、空き家バンクの物件がございまして、この赤で囲んでいる部分が、今回の対象農地となっております。

続いて、議案書3ページにまいります。番号は41番です。対象農地は、天瀬町五馬市○ほか2筆です。面積は、3筆合わせまして、2,802㎡です。地目は、3筆ともに、台帳、現況ともに田となっております。譲渡人は○さん、管理が出来なくなったため譲り渡すもので、譲受人の○さんが譲渡人の意向を受けるものです。赤丸で示しているところが対象農地です。西側に五馬小学校や○がございまして。航空写真は、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況写真です。○の現況写真となります。こちらが○の現況写真です。筆が大きかったので写真を二つに分けております。こちらが○の続きの写真となります。こちらが○の現況写真です。こちら写真を見てお気づきになったと思いますが、農地を少し工事している状況となっております。確認したところ、農地に農機を入れる進入路がなかったため、○の農地がこの赤で囲っている部分ですが、実際は4枚に分かれておりまして、南側が高くなっていて、北側に行くにつれて低くなっております。こちらは段がありまして、農機が入れないということなので、譲り渡す前になりますが、この段のところにスロープを作る作業をしている状態です。あとこちらですね、1番北側にある○になりますが、南側から北側に低くなっているということがございましたので、水はけが良くないということで、この田に水がたまって抜けないというようなことがあったため、水はけがよくなるように、排水の柵といいますか、ため池を掘っているような状況となっております。こちらの作業が終わりましたら、きちんと田として利用するということを確認しております。3条の申請は、以上5件となります。

ここで現地にご同行いただいた伊藤委員にご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>はい。3条に関しては、特に問題はないと思われます。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo.1をご覧ください。チェックシートの1ページから2ページとなっています。全ての項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分に問題ないということを確認しております。事務局からは、以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 事務局の報告にあるように、許可との結論でございますが、皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。それでは、議案書4ページ、議案第2号農地法第4条の計画変更についてです。今月は1件申請がありました。既に、一時転用許可を受けておりますが、これを延長するための申請です。番号が3、大字友田〇と〇で、地目は、台帳、現況ともに全て畑、面積が合計で2,236㎡です。転用者は、日田市北友田3丁目の〇さんです。当初の計画では令和2年5月31日までに完了する予定でしたが、令和2年中の大雨で、この土地に行くまでの道の法面が崩れたことにより工事を中断せざるを得なかったため、完了出来ずにおりましたが、このたび道が復旧したことにより工事再開ができるようになり、それに伴い、申請するものです。今回は、令和6年6月30日までの一時転用で農地造成ということで、申請が行われております。また、最近のご審議いただいた計画変更関係の案件については、同時に許可申請が改めて行われてきましたが、今回は計画変更のみでよいことを県西部振興局に確認しております。場所のご説明です。〇さんがございまして、そこから山手の方へ登っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。実線で書かれている部分が〇、実線と破線で書かれている部分が〇で、〇の土地としてはですね、さらに画面の左下のほうに続いているようになりますが、その一部ということになっております。今申し上げたことを字図で見ますと、このようになっております。申請が出ているのはこの破線のところまで、それから画面の右上の部分ということです。ちょうどこの部分谷になっておりまして、現況の写真を見るときこのようになっております。手前のほうが〇、奥が〇です。〇はこの矢印のところを下まで下りて撮った写真が、このようになっております。この谷に全てを、撮影しているこの砂利の高さまで埋め上げるというわけではなくて、階段のような形である程度高さを出すだけという計画で伺っております。造成そのものについては、既に許可は出ておりますが、期間の変更を認めるか否かご審議いただければと思います。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からお願いいたします。</p>
<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>はい。延長の理由もきちんとあり、問題はないと思います。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 議案第2号ですね、農地法第4条の規定による事業計画変更申請の件は、事務局の説明のあったとおりです。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それではですね。承認いたしたいと思います。</p>
	<p>続きまして、議案書5ページ、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局は、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案書5ページ、議案第3号農地法4条についてです。今月は7件申請がありました。 番号10、大字石井〇、地目が、台帳、現況とともに田、面積が541㎡の第3種農地です。申請人は日田市石井町1丁目の〇さんです。一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所は近くに石井小学校がございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。この赤く囲んでいる申請地は、もともと細長い1筆であったものを、今回の申請に合わせて分筆しています。字図がこちらです。現況の写真はこのようになっております。 続いて、番号11、大山町東大山〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積が1,566㎡の第2種農地です。申請人は日田市大山町の〇さんです。既に、植林しているものの許可を受けていなかったため、申請するものです。追認案件ですので始末書を徴取いたします。昨年度中に農振除外の申請が出ていましたので、何となく場所の記憶がある方もいらっしゃるかもしれませんが、塔ノ本公民館から山手のほうに入っていった赤く丸をしてい</p>

るところです。航空写真で見るとこのようになっております。航空写真で既にかなり大きな木が立っておりますが、この案件のご相談をいただいたときは、航空写真の木を切った後に、さらに植付けようとしたときに、周りの方から許可が要るのではないかというお話があって、事務局へ問い合わせがありました。そこから、農振除外や転用許可がいることをご説明しまして、そのとおりに手続きをとっていただいていたところですが、許可が出る前に苗木を植えてしまっていたというような状況でございます。そのために、航空写真と状況が異なっております。字図で見るとこのようになっております。現況の写真です。画面でいうと下側が今回の申請地です。この写真だと鮮明には見えないのですが、大部分は草が伸びてしまっているようになっていますが、現地に行くと確かに苗木を植えられておりましたので、その点で追認という形で致し方ないかなと考えております。

ページをめくっていただきまして、番号12です。大字東有田〇、地目は、台帳が畑、現況が山林、面積が2,482㎡の第2種農地です。申請人は、日田市玉川3丁目の〇さんです。既に植林しているものの許可を受けていなかったため申請するものです。追認案件ですので、始末書を徴取いたします。場所が〇の近くで、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真です。土地の全体を写すことはなかなか難しかったのですが、見る限りこういったような木が植えられておまして、この時期ということもありまして、かなり草も生い茂っておりますが、やはり植林されていることが確認出来ました。

続いて、番号13です。大字花月〇で、地目が、台帳は畑、現況は宅地、面積が98㎡の第1種農地です。申請人は日田市伏木町の〇さんです。既に宅地の一部として利用しているものの、許可を受けていなかったため申請するものです。第1種農地ですが、不許可の例外規定のうち、既存施設の拡張に当てはまるため、許可できるものと考えております。また、追認案件ですので、こちらも始末書を徴取いたします。場所が伏木町公民館からさらに奥に入っていた、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。申請人のお宅の南側の赤く囲んでいるところが今回の申請地です。字図で見るとこのようになっております。こちらが、現況の写真です。浄化槽の上にカーポートの屋根が出来ていたり、倉庫が出来ていたり、宅地の一部として使われておりました。

続いて番号14です。天瀬町馬原〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が1,988㎡の第2種農地です。申請

人は日田市刃連町の○さんです。これから植林したいとのことでの申請です。場所が崎釣公民館から、かなり山手のほうに入っていた赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるのが、この4条の14番の案件の部分です。次の15番の案件の土地が、すぐ南側にございますので、少し記憶に留めていただければと思います。字図で見るとこのようになっております。こちらが現況の写真です。

続いて、番号15、天瀬町馬原○と○、地目は、台帳はどちらも田、現況はそれぞれ宅地と山林です。面積が合計で2,230㎡の第2種農地です。申請人は日田市刃連町の○さんです。○は既に倉庫として利用をされており、○は既に植林しており、また作業道として使っているものの許可を受けていなかったため申請するものです。どちらの土地についても、追認案件でございますので始末書を徴取いたします。まず、○は倉庫が建っているほうです。場所のご説明です。本村公民館がございまして、そこから南に行った赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。土地の広さが207㎡なので、これが農業用のものであれば、許可が要らない農業用施設200㎡未満のものとして届出で、対応出来たところですが、林業用に使っていたということで伺っておりますので、それには当てはまらず、許可、追認という形になっております。もう一筆の天瀬町馬原○のほうです。場所は14番の案件と同じところで崎釣公民館から進んでいった丸をしておりますところで、航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。こちらも本当に山のようになっておりますので、入り口部分しか、写真に収めることは出来ませんでした。一体が山のようになっておりますので、追認で問題ないかと考えております。

ページをめくっていただきまして16番です。天瀬町出口○、地目は、台帳は田、現況は宅地、面積が134㎡の第1種農地です。申請人は、日田市天瀬町の○さんです。既に住宅の一部として利用しているものの、許可を受けていなかったため、申請するものです。場所が、○さんがございまして、すぐその近くのところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。線と写真の都合上わかりにくいとは思いますが、奥行きは木が立っているところまでです。幅でいうと、この自動販売機が入っている、この長方形のところが今回の申請地です。こちら第1種農地ですが、不許可の例外のうち、集落接続に当てはまることを県西部振興局に確認しておりますので、許可できるものと考えております。追認案件ですので始末書を徴取いたします。また、少し見えづらいかもしれないのですが、申請地のすぐ横に市道が入っておりま

<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>す。この市道をかつて広げる工事のときに、今回の申請地や、後ほど5条でご審議いただく申請人の土地の一部が、つまり○さんの土地ですね、一部市道にかかったものの、市道部分と今回の申請地の部分で、分筆をしてもえなかったため、申請に至るまで時間がかかったということで伺っております。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。7件中5件の追認案件ですけれども、29日の調査委員会で審議をした結果、追認案件ではあるけれども、問題はないとのことでした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。チェックシートは資料No. 1の3ページ、4ページ、5ページ、6ページです。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、番号13番と番号16番、いずれも立地基準の①のところに該当するになっております。これは、個別の案件ご説明の中で申し上げたとおり第1種農地であるからということですが、この資料No. 1最後のページご覧いただきますと、第1種農地の不許可の例外、つまり許可できるものの一覧ございます。このうち、お示ししておりますように集落に接続して設置しているもの、また、既存施設の拡張1.5倍が上限、これにそれぞれ当てはまるとして許可できるものと考えております。私からは、以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、追認が7件中の5件ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。ございませんか。</p> <p>はい。なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、9ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案9ページ、議案第4号農地法第5条についてです、今月は5件申請がありました。</p> <p>番号31、大字高瀬〇と〇、地目は、台帳は田と畑、現況はどちらも畑、面積が合計で477㎡の第2種農地です。譲渡人は埼玉県の〇さんで、譲受人は日田市誠和町の〇さんです。申請地を譲り受け植林したいとのことでの申請です。場所が高瀬小学校の少し北にあります。赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。この南側にある赤い屋根のお家が、譲受人の〇さんのご自宅でございます。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真です。こちらが〇の現況の写真です。ここに写っております果樹は、一度切ってしまうと、そこに改めて植林するという事で伺っております。</p> <p>続いて番号32です。大字友田〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が1,309㎡の第3種農地です。譲渡人が日田市北友田2丁目の〇さんで、譲受人は日田市大山町の〇さんです。事業規模拡大に伴い、駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所が、南友田三差路のところにあります〇さんの会社の裏手の農地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>それでは、ページをめくっていただきまして、番号33です。大字友田〇と〇、地目は、どちらも台帳は田、現況は畑、面積が合計で848㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市北友田2丁目の〇さん、譲受人は福岡県の〇さんです。申請地を譲り受け、駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所ですが、〇さんの〇がこちらにございまして、そのすぐ隣の農地、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。奥の〇はちょっと見えづらいと思いますが、角度を変えるとこのような様子になっております。すぐ隣が譲受人の会社があるところです。</p> <p>続いて番号34です。大字小野〇ほか2筆の合計3筆です。地目は、いずれも台帳は田、現況は雑種地で、面</p>

積が合計で51.71㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市城内新町の○さんで、譲受人は日田市殿町の○さんです。申請地を譲り受け、宅地の一部や住宅の進入路、植林用地としたいとのことでの申請です。場所が殿町の○の少し手前の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。画面上、斜めに走っておりますこの県道が拡幅されるということに伴って、その道路工事の残地になるようなところです。これを○さんが譲り受けるということです。道が広がることもありまして、○と○は、道からの目隠しのような形で木を植えたいと、真ん中の○は道からの自宅への進入路として使いたいというふうに伺っております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。ちょっと土地の形が、字図通りの正確なものではありませんが、おおよそこういった形になっております。

最後に35番です。天瀬町出口○と○、地目は、どちらも台帳は田、現況は雑種地と宅地、面積が合計で787㎡の第1種農地です。こちらは貸し借りとなっております、賃貸人は日田市天瀬町の○さんで、この方が営む○さんが借借人です。既に、資材置場用地、事務所及び駐車場用地として、それぞれ利用しているものの許可を受けていなかったため申請するものです。第1種農地ですが、不許可の例外のうち、いわゆる集落接続に当てはまることを県西部振興局に確認しております。また追認案件ですので始末書を聴取いたします。場所のご説明です。先ほど4条で、ご説明しましたが○さんがある赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤いのがこの5条の申請地で、4条が先ほどご審議いただきました宅地の一部になっていたところでございます。字図で見るとこのようになっておりまして、まず○は画面右側の土地ですね、こちらは現況このようなふうになっております。もう一筆の○はこのように、駐車場や会社の事務所でこの奥がありましてそこを写したものがこのようになっております。駐車場などになっております。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員
(伊藤明美)

はい、35番が追認となっておりますけれども、特に問題はないと思います。

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。5条につきましては資料No. 1の7ページと8ページです。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、35番は、第1種農地ですので立地基準が該当するになっております。しかし、不許可の例外の一覧、資料No. 1の最後についておりますが、これのうち、集落に接続して設置に当てはまりますので、許可できるものと考えております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように35番が追認で始末書ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思っております。ありませんか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>終了でございますが、調査委員長一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (伊藤明美)</p>	<p>今回はですね、鯛生金山の先の物凄く遠いところの調査と、まるでテレビのポツンと一軒家みたいな大変な道もあって、6時頃までの調査となりました。事務局の方はお疲れさまでございました。また、本日のスムーズな審議、ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お疲れ様でした。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、議案第5号に入る前に、前回の定例総会で質問があった件につきまして、事務局から説明をさせていただきます。お願いいたします。</p> <p>はい。では、前回の定例総会で、今月でいうと議案第5号になりますが基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の決定の件で、ご質問ご意見があった点について、先にご説明をしようと思います。</p> <p>まず、5月9日の定例総会で決定をした借り手が○の件になります。こちらについて、実際に借りている、もしくは利用権を結んでいないけども借りていると思われる農地で、耕作が出来てないところが幾つか見受けられるというお話がありました。これについて、社長ご本人とお話したところであります。現在耕作が出来てない農地もありますが、この点についてどうなっておりますかという話をしたところ、ご本人さんは手が回らないとか機械が壊れたとかいう理由をおっしゃっていましたが、今からの作付けも間に合わせるようにはしたいが、できるかどうかちょっとわからない、厳しいということでした。事務局では、その時点でこの○を借り手とする利用権の申請を、さらに2件お預かりをしている状態でございまして、今許可を出しているものができるかどうかかわからないのに、さらに利用権を結ぶというのは、ちょっとおかしいだろうということで、これを受理しても、次は許可がおりない可能性もありますよという旨をお伝えして、今後の申請については、取下げていただいております。天瀬町出口の件については、5月9日の総会から2か月以上経過した現状も耕作はされていないので、耕作、作付けに間に合わなかった分についても、最低限草刈りをするとか、管理をしていただかないといけないという旨お願いをしたところです。○の社長からもその旨わかりましたというお話がありました。</p> <p>あとは、先月7月の定例総会でお話がありました、東有田で利用権が結ばれていました借り手が○さんの件ですが、この方につきましても、最近ご本人さんと直接お会いすることが出来ました。お話をお伺いしたところ、ご自身で苗から作っているようですが、今年度は、苗を作るときに入れる薬を間違えたようで、苗を作るのに失敗してしまい、先月まで苗を調達しようとしていたのですが、時期的にもほかの方ももう処分したなどの理由で、苗が手に入らずに、今年度の作付けを断念したということです。そこについては事務局も了解しましたが、作付していない部分についても草刈りをお願いしたところです。ご本人さんは、ちょっと間に合わなかったぐらいでとか、この方は兼業なので他の仕事が忙しいとかいうふうにおっしゃっていましたが、現に苦情も来てお</p>
-----------------------	--

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>りますし、農業委員会の定例総会で、委員からそういうお話がもうありましたので、そこはしっかり管理してくださいというふうに、事務局からはお願いをしておるところです。今までご意見のあった2点については、経過はこのようになっておりますのでご報告いたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規4件、解除条件付1件、中間管理事業一括方式（新規）7件、中間管理事業一括方式（再設定）5件、利用権解約2件でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また、本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用、必要な農作業を常時従事する者として作成されたものでございます。それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい。財津委員どうぞ。</p>
<p>18番 (財津政美)</p>	<p>はい。247番の三和の件です。〇が太陽光発電をするそうで、畑を借りてですね。その時は何か許可が要りますか。太陽光発電にしてから、下にブルーベリーを植えるそうです。今は荒れているので整地していますけど。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい。この〇さんについては、もともと社長個人の名義で借りていた土地があったものの、しばらく耕作が出来ていない状況だったということで、少し前まで結構荒れていたと聞いています。今後は、個人ではなくご自身が経営する法人として農業をしていきたいということで、議案で言いますと260番ですね、個人で借りていた分を解約して、新たに247番の議案で法人として契約するとなっています。事務局に何度も来ていただいてお</p>

	<p>話をお伺いしましたが、観光農園や営農型発電をしたいとか、いろいろな形態で事業を展開しようというお考えもあるとお伺いしております。太陽光発電の話も聞いておまして、ここは、三和、山田原になりまして第1種農地になりますが、営農型発電といいまして、下の農地の部分を耕作しながらも、支柱を建てて太陽光発電を設置するというものがありまして、そこに関しても検討しておるとのこと、実際には申請はまだ出ていない状態で、ここで個別に詳しい話はできないのですが、それは第1種農地でもできるような形ですので、上に太陽光のパネルを立てたとしても、下の農地の部分はしっかり使っていただかないといけない、耕作をしていただかないといけないということで、今回は利用権設定で、先ほど財津委員もおっしゃっていましたが、ブルーベリーを植えたいということになっておりますので、利用権の議案に挙げているところです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。財津議員。 はい。ほかに何かございませんか。湯浅委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (湯浅正徳)</p>	<p>借りる期間が6年5か月と書いてあるんですけど、ブルーベリーとか植えちゃったら、6年5か月ぐらいで大丈夫なんですか。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>事務局、よろしいですか。 事務局としてもそのブルーベリーが、直接大体どのくらいで育つかとそういうところまで、全て判断してこの6年5か月というのを見ているわけではないのですが、当初この社長さん個人として契約をしていた期間との兼ね合いで6年5か月というふうになっておるようで、それ以降もずっと契約は続けていく意思はあるというのは聞いております。</p>
<p>9 番 (湯浅正徳)</p>	<p>ブルーベリーとかは、実が生り出すのがすぐというわけではないですよ。だから、極端に言えば、6年5か月ぐらいというと、一番最盛期で今からどんどん生っていく状態ですよ。だから、期間的に極端に言えば10</p>

	<p>年とか20年とかで借りるのならまだ分かりますけど、6年5か月といたら一番今からという時期じゃないかなと思うんですけどね。そこをちょっと言ってもらったほうがいいんじゃないかなと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、財津委員どうぞ。</p>
<p>18番 (財津政美)</p>	<p>ブルーベリーは、大きい鉢のポットを植えるそうです。持ち運びできるようにするそうです。今荒れていて整地しているところです。それで、太陽光パネルを設置するようです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>財津委員、まだ太陽光パネルの件については、農業委員会で手続を何もしていないようです。今現在はその申請はまだ出ていません。農業委員会としては、土地改良区の方々に先にお話をさせていただけるようにということで、この前の調査委員会の中で話しました。</p> <p>湯浅委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (湯浅正徳)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにございませんか。なければ、計画の要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、22ページ、議案第6号現況証明書非農地証明書の発行について9件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書22ページ、議案第6号現況証明書の発行についてです。今月、9件申請が上がっております。</p> <p>まず29番、大山町西大山の〇と〇の2筆、登記地目は、〇が田、〇が畑、現況はどちらも山林、面積は合計で1,478㎡です。申請人は西大山の〇さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、国道212号の響峠バイパス、ひびきトンネルのすぐ西側に1筆、さらに少し西に離れたところに1筆あります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが東側〇の字図、こちらが現在の状況です。ちょっとこの写真だと、少し見えにくいかと思いますが、かつてハウスがあって、このハウスの骨組みのようなものが確認出来ました。続きまして、西側〇の字図と現在の状況です。</p> <p>続いて30番、渡里〇で、登記地目が田、現況は宅地となっております。面積は167㎡で、申請人は、大阪府にお住まいの〇さん。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものとなっております。場所ですが、月隈公園の北側、〇店さんの南の住宅街の中にあります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。現在の状況このようになっております。固定資産の状況より築58年経過しているというものを確認しておりますので、非農地化して、20年の要件を満たすものとなります。</p> <p>次が23ページに行きまして31番、前津江町赤石〇ほか全部で5筆です。登記地目は1番北側の〇が畑、ほかは全て田となっております。現況は5筆のうち3筆が原野、2筆が山林としております。面積は合計で5,149㎡、申請人は内河町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様</p>
-----------------------	--

相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地です。場所ですが、赤石本村の集落の南西の外れのほうにあります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。竹林化している部分や草が生えている部分ありまして、草が生えている部分についてはまだ再生可能かともいう話があったんですが、この字図でいう筆の西側ですね、こちら水路がありましてこの水路が水害で塞がって土砂があふれて、そのため、この写真からもちょっと見にくいですが、かなり土砂等がこの農地に入っていて、復旧が出来ない状態であったということです。こういったところですね、西側はちょっと寄ってみるとこういった形で、ほかにもところどころ周りの斜面が崩れてしまっているところがあったようです。

続きまして、32番、田島2丁目〇で、登記地目は田、現況は宅地で面積が662㎡で、申請人が大野城市の〇さんと、福岡市東区にお住まいの〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され非農地化した土地です。場所は市役所と西部保健所の中の住宅地の中にあります。航空写真はこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。平成7年に集合住宅の転用の許可を取った後に、平成9年に許可どおりアパートが建築されているものです。

続きまして、議案書24ページに行きまして、33番、天瀬町本城〇ほか全部で3筆です。登記地目はいずれも田、現況は原野で、面積は合計3,262㎡です。申請人は天瀬町本城の〇さん。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地です。場所は、玖珠町との境、山浦川から少し西に入った集落の近辺にあります。航空写真です。このようになっております。こちらが、東側〇の字図と、こちらが現在の状況です。こちらが西側の2筆の字図と、これが現在の状況です。

次に34番、中津江村合瀬〇、登記地目は畑、現況は山林で、面積は124㎡、申請人は中津江村合瀬の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地です。場所は、鯛生金山から菊池方面に向かう県道沿い、市ノ瀬公園を少し過ぎたあたりです。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、議案集25ページに行きまして35番、大山町東大山〇、登記地目は畑、現況は山林で、面積は269㎡、申請人は東大山の〇さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地です。場所は、五馬線の天瀬町合田のほうから、大山町都築に入る道の途中あたりになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。今回の申請地は、左側の赤く細長い、囲んでいる部分が今回の申請地です。右の囲んでいる部分が先ほど3号議案でありました、4条の植林で追認案件だった土地になります。現在の状況はこのようになっております。荒れているというよりも、もともと法面のようなところで、耕作は難しい形状しております。今までも何も植えられてなかったのではなかろうかというようなところではあります。

次に36番、城町1丁目〇、登記地目は田、現況は雑種地で、面積が255㎡、申請人は上城内町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失するため、申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地です。場所は、県の総合庁舎の北側で〇の正面になります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図で、現在の状況はこのようになっております。この一面駐車場ですけど、この筆で言いますと真ん中より右側ということになります。こちらが平成14年に駐車場用地として許可をとった後、許可どおりに転用されているということを確認しております。

最後、議案書26ページに行きまして、37番、西有田の〇で、登記地目は田、現況は宅地で、面積は444㎡、申請人は上手町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載された目的どおりに転用され非農地化した土地です。場所は北部中学校のすぐ北側の花月川沿いになります。航空写真で見ますとこのようになっておまして、こちらが字図です。こちら現在の状況です。昭和56年に桐箱工場を建てるということで許可をとっているもので、何年か前までは実際に桐箱工場として使われていました。この工場はその後自動車の工場になり、今は塗装屋さんに使われているようです。

以上の案件につきまして、各地区の担当の推進委員にご同行の上現地調査をしております。29番が河津昭二郎委員、30番木薮委員、31番佐藤委員、32番福井委員、33番河津正徳委員、34番石川委員、35番矢

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>羽田委員、36番高倉委員、37番中嶋委員、それぞれ現地調査に行きまして、非農地証明の発行について問題ない旨、承っております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。議案第6号9件でございます。現況証明書非農地証明書の発行についてでございます。この件につきまして何かございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>推進委員が現地確認をしておりますので、問題ないと思います。何かほかにございませんか。発行してよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、議案第6号現況証明証非農地証明書につきまして、発行をします。</p> <p>続きまして27ページ、議案第7号、8月調査委員の選任についてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、3番横田秀喜委員、9番湯浅正徳委員、12番川津清則委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、28ページ報告です。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について</p>

報告第2号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件
報告第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7番、その他

(1) 8月現地調査

日時 8月25日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(2) 8月調査委員会

日時 8月30日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 8月定例総会

日時 9月8日(木) 午後2時～

会場 7階 大会議室

(5) 行事日程

8月19日(金) 役員会

8月20日(土) おんせん県おおいた 就農・就業応援フェア(大分市)

8月22日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

- | | |
|--|---|
| | <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・「7月分農業委員会活動記録簿」の提出日・「7月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日 <p>これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。</p> |
|--|---|

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年9月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 1 4 番